

# 「輝く女性起業家プロモーション事業運営業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、輝く女性起業家プロモーション事業運営業務委託の発注に際し、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

## (実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

## (提案資格)

第3条 プロポーザル参加事業者の資格は次のとおりとする。

- (1) 「令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）」（以下「名簿」という。）の営業種目「その他の委託等」または「イベント企画運営等」、かつ「各種調査企画」・細目「B コンサルティング（建設コンサル等を除く）」に登録が認められているもの。
- (2) 「所在地区分」が「市内」、規模区分が「中小企業」又は「その他」で登録が認められているもの。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないもの。
- (4) 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（令和3年4月1日）の規定による停止措置を受けていないものであること。

## (審査)

第4条 本プロポーザルの実施及び特定等に関する審査は、横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「局業者選定委員会」という。）において実施し、審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
  - ア プロポーザル手続き及び公募条件の決定
  - イ プロポーザルの評価方法の決定
  - ウ プロポーザル関係書類提出要請書（以下「提出要請書」という。）の審査

- エ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
  - ア プロポーザルの評価
  - イ 事業を委託する事業者の特定
  - ウ プロポーザルの評価結果の通知

(事業期間)

第5条 事業期間は契約を締結した日から令和5年3月31日までとする。

(参加表明手続き)

第6条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書を提出しなければならない。

(参加意向申出書の提案資格の確認等)

第7条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第3条に定める提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を通知するものとする。

(提出要請書)

第8条 プロポーザル提案書の提出は、提出要請書によるものとし、原則として、次の各号に掲げる事項について明示する。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第9条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 当該業務の実施内容
- (3) 活動実績及び事業の実施体制
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第10条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 提案内容

- ア 現状把握、業務目的・内容の理解度
- イ 展示会出展者向け事前セミナー、展示会出展者説明会における企画力及び実現性

- ウ 展示会実施における企画力及び実現性
- エ 展示会出展者交流会実施における企画力及び実現性
- オ 広報の実施方法及び活用できる資源の有無
- カ スケジュール管理
- キ 情報管理

(2) 実施体制

- ア 従事スタッフの構成・人数など
- イ 類似業務の受託実績

(3) その他

- ア 市内中小企業加點
- イ 企業としての取組に関する視點
  - (ア) ワークライフバランスに関する取組
  - (イ) 障害者雇用に関する取組
  - (ウ) 健康経営に関する取組

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第 11 条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びウェイト並びに評価基準の確認
- (3) ヒアリング
- (4) 評価の集計及び報告

2 評価委員会には委員長、副委員長、及び委員を置き、次のとおりとする。

- 委員長 経済局企画調整課長
- 副委員長 経済局商業振興課長
- 委員 経済局経営・創業支援課長
- 経済局新産業創造課担当係長
- 政策局男女共同参画推進課担当係長

- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の 4 / 5 の出席をもって成立する。
- 5 評価委員の採点の合計点数が、満点の 6 / 10 以上のものの中から高い順に受託候補者を決定する。
- 6 評価結果において、同点の場合が生じたときは、加重配点部分の合計点が高いものとする。なお、加重配点部分の合計点においても同点の場合は、第 10 条第 1 号「ウ 展示会実施における企画力及び実現性」によって決する。
- 7 委員長は、評価結果を経済局業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第 12 条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第 17 条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を送付した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(停止条件)

第 13 条 受託候補者の特定は、次の事項を停止条件とする。

令和 4 年度予算が横浜市議会において議決されること（予算の議決がなされないときは、効力は発生しません）。

附則

この要領は、令和 4 年 1 月 20 日から施行する。